



令和5年10月20日

一般社団法人兵庫労働基準連合会

会長 岡野 康司 殿

長時間労働削減を始めとする働き方の見直し及び 「しわ寄せ」防止に向けた取組に関する要請書

平素より、労働行政の運営につきまして格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）に基づき、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を令和7年までに5%以下とする、年次有給休暇の取得率を令和7年までに70%以上とする等の数値目標を掲げ、過労死等防止対策に取り組んでいるところですが、全国的に過労死等の件数は近年高止まりの状況にあります。

また、令和5年7月における兵庫県の規模5人以上の事業所におけるパートタイム労働者を除く労働者の1か月平均の総実労働時間は165.7時間と、前年同月と比較して約0.7%増加するなど、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に位置付けられた後の長時間労働の増加が認められるところです。

さらに、大企業・親事業者等による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な使用変更、人員派遣の要請などのいわゆる「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。加えて、平成31年4月1日から順次施行されている時間外労働の上限規制が令和6年4月1日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等にも適用されることから、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた気運の醸成を行う必要があります。

このため、兵庫労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年引き続き、10月を「年次有給休暇取得促進期間」、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間及び「しわ